

る。そこにてあたりを見れば、手負ひたる敵居たり。其儘首を取りたり。扱歸陣の時も此馬に乗りて歸れ共、終に咎むる者もなし。然るに彼夏の水の邊りにて、俄に狂ひ出し、はね落し、何地共なく駆け行き失せたり。六兵衛儀右の手柄にて賞美に預り、越後も取り立て與力となしたり。六兵衛常々神明を信仰仕たり。其加護にて今度も仕合よく、有難き事なりとて、翌年にも隙を申請け、伊勢へ参宮いたし、御師の許へ着し、官参りを仕けるに、去月五月御師より馳走の爲め、馬を引出しける處、いつもならず狂ひ出で、口取を放れ、何方へ驅け行きけるか、尋候へども、其行衛不知。然る處其後鞍具もとの如くにて立歸りけるよし。立歸りたるは、六月頃なるよし語れり。そこにて六兵衛始終の物語をいたしければ、御師も手を打ち、扱は疑もなき神明の御加護に相違なしと、甚だ尊敬せしとなり。神明の奇特は、古今めづらしからずといへりと云々。

○子規石

此の石は、越後屋敷の門内にあり。怪石にて、人若し誤りて此の石邊に瀕すれば、忽ち狂病を發すと古來口碑に傳へ

たり。故に舊藩中は、其の石に竹圍ひして人害を避けたりと、三州志來因概覽附録にいへり。三州名跡誌には、越後屋敷内空地に、岩時鳥といふ名あり(石)。此邊にて若し小便等の不淨をすれば、即時に亂心すると也。此石は、昔富田越後居住の時、摩利支天堂の下に有りし石也と云ひ傳ふ。といへり。又金城深秘録には、越後屋敷の内に、郭公と云ふ石あり。又蜀魂鳥とも云ふ。若し此の石をいらへば、風雨すると申す事也。相考へ候に、越後守信仰の摩利支尊天の堂跡に残し置かれ候石に而も候哉。といへり。今按ずるに、此の石如何なる由來にて、子規石とは稱しけん。名稱の起は詳かならず。越中地名考に、礪波郡山田卿(郷)二屋村の川中に、子規石といふ巖石あり。高さ四尺許、横五尺餘、下は廣く平かにして、石の中央に子規の形二羽あり。實に天工の奇石なり。とあり。又越中舊事記に、礪波郡卯花山に、大石あり。石面に、自然と郭公の形を彫りたる如くあり。卯月の始には郭公極めて鳴くといふ。是石面の時鳥の鳴聲也といひ傳ふ。とあり。按ずるに、地名考に載せたる石と同石にて、鳴き聲を發すとの傳説は全く妄誕なるべ

けれど、子規石と石名に呼べるは、石面に子規鳥の形あるゆゑなりしと聞ゆ。越後屋敷門内なる子規石は、石面にさる子規鳥の形象も見えず。露地石の如き巖石なりしを、古來ほととぎす石と呼び來るもの、何とか來由ありしならんも、其の事は詳かならず。

○前田美濃利明君居室

此の居室は、即ち越後屋敷也。三州志來因概覽附録に云ふ。菅家見聞集に、萬治二年關東より御目附石川彌左衛門・内藤新五郎加州へ來る時、美濃利明君の第并に津田支蕃宅をあげ、居所となさしむと。其の註に美濃君第は、今の越後第とあり。美濃君萬治二年二月利治君の嗣子と成り、同年四月廿三日江戸へ下向也。それまで此所に第ありて、これに居給ふ也。といへり。平次按ずるに、右國目附衆來着に付き、在江戸加州老中の面々より金澤老中に宛てたる書札に、

御國に從公儀爲御目附、石川彌左衛門殿・内藤新五郎殿可被遣由被仰出候。來極月中旬迄江戸可爲御發足候哉、就夫其許御宿之儀、丸之内に而無之候へば難成、殊更御兩人

御宿遠所に而者、諸事御相談彼是不罷成由候條、前田美濃殿・津田支蕃殿家早々明候而、疊表替其外修理等被申付、拵可被置旨御意候、恐惶謹言。

閏十二月十八日

今枝民部

奥村河内

本多安房

長九郎左衛門様

横山左衛門様

前田對馬様

小幡宮内様

奥村因幡様

津田支蕃様

右は萬治元年也。利明卿は利常卿の四男也。寛永十四年某月日、加州小松城にて出生。幼名を萬吉丸殿と呼べり。生母は長如庵の女名は栗、後上浦と稱す。舍兄大聖寺侍從利治卿嗣子なきにより、萬治二年二月十五日、利明卿(治)の嗣子となり。同年四月廿三日江戸に赴かれ、五月二日藩府、廿六日將軍家に謁し、松平氏を賜ふ。同年十二月廿七日叙爵